

秋田駅東口駅前広場シェルター設備修繕 仕様書

1 総 則

本仕様書は、「秋田駅東口駅前広場シェルター設備修繕」に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版による。

2 概 要

本修繕は、秋田駅東口駅前広場において、シェルター設備の金属部材が腐食により劣化しており、利用者の通行に危険が生じる恐れがあることから安全性を確保することを目的とした修繕を行う。

3 履行場所

秋田駅東口駅前広場

秋田市東通仲町457番地

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日（金）まで

（作業の実施日は協議するものとする。）

5 修繕内容

秋田駅東口駅前広場のシェルター設備において、屋根材を支える中骨のうち、主要動線上にある中骨368箇所を取外し、中骨に補強部材を挿入して再取付けを行う。

6 一般事項

(1) 受注者は、本設備に対する専門知識を有する技術者を派遣し、作業に従事させること。

(2) 受注者は、本業務を行うに当たって、労働安全衛生法（昭和47年法

律第57号) および関係法令を遵守するほか、作業の安全に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて作業者に適切な指示を行うこと。

(3) 作業日および作業時間は、平日の午前9時から午後4時半までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障があるときは、秋田市民交流プラザ管理室の許可を得て、ほかの時間帯に行うこと。

(4) 作業時又は終了後、受注者の責任に帰する事故および設備の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処理し、秋田市民交流プラザ管理室の承認を得ること。

7 提出書類

- (1) 施工計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部（作業前）
- (2) 納入仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部（作業前）
- (3) 業務完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部（作業後）
- (4) 修繕記録写真帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部（作業後）
- (5) 電子データ（CD-R等）・・・・・・・・・・・・ 1部（作業後）
- (6) その他監督員が指定する必要な書類・・・・・・ 必要に応じて

8 現場管理および安全管理

(1) 受注者は、作業に使用する各種器具および材料は、作業の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は受注者の責任において行うこと。

(2) 作業中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。

(3) 作業範囲外の施設および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。

(4) 作業中の場所は区画して通行禁止とし、通行利用者の迂回誘導措置などを行うこと。

9 その他

- (1) 業務完了後一年以内に修繕箇所における不具合等が発生した場合、
無償にて受注者が補償するものとする。
- (2) この仕様書において疑義が生じた事項又は定めがない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

以上